

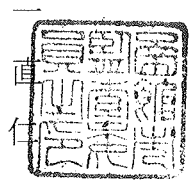


函館市監査公表第26号

函館市長から「平成26年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知」があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年9月28日

函館市監査委員 山 田 潤
函館市監査委員 植 松
函館市監査委員 吉 田 崇
函館市監査委員 阿 部 善



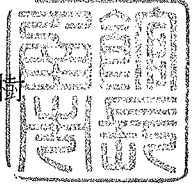


函 財 管

平成 27 年 9 月 11 日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



平成 26 年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成 27 年 3 月 30 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

平成26年度包括外部監査の結果に基づく措置
(特定の事件名 使用料及び手数料等の事務の執行について)

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
財務部 管理課 市民部 男女・共同 参画課	<p>①一般財団以降における使用料の徴収 (一般財団法人函館市住宅都市施設公社)</p> <p>公益法人改革により一般財団化された同公社における事務室等の使用料は、従前のおり免除されている。</p> <p>公益目的事業費率が50%未満であり、法人の創意工夫により柔軟な事業展開が可能な組織なので、「公共的団体」が「公益のために」使用するには該当しないことから、規定の使用料を徴収していただきたい。</p>	36	<p>使用料の減免等における、公益社団・財団法人と一般社団・財団法人の取扱いを明確にし、一般財団法人函館市住宅都市施設公社においては、函館市財産条例施行規則別表第1により算定される額を徴収する方向で検討したい。</p>
財務部 管理課	<p>②減免率の方針</p> <p>「一般社団法人函館国際観光コンベンション協会」および「一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構」も事務室の使用料は免除されている。</p> <p>市との密接な関係性は理解するものの、公益財団法人とは異なり使用料を免除する明確な理由は見つからない。</p> <p>(ア)免除(100%)だけではなく、(イ)減額(1~99%)、(ウ)減免なし(0%)も含めて、一般社団・財団法人の減免率の方針を検討してもらいたい。</p>	36	<p>使用料の減免等における、公益社団・財団法人と一般社団・財団法人の取扱いを明確にし、一般社団法人函館国際観光コンベンション協会については、その設立等の経過を踏まえ、市との密接な関係性を考慮し、免除または減額を検討したい。また一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構については、民間事業者との公平性の観点から、函館市財産条例施行規則別表第1により算定される額を徴収する方向で検討したい。</p>
財務部 管理課	<p>③減免基準の作成</p> <p>減免基準である「その他公共団体」や「公益」の定義が曖昧であることから、減免基準作成を検討し、減免適用の適正性・公平性・透明性を図ってもらいたい。</p>	36~ 37	<p>現在は「公共的団体に対する市有地の貸付けに関する要綱」に基づき、減免を適用しているが、建物については、要綱を準用している状況にあることなどから、その改正に併せて、減免基準の定義を明確化するように検討したい。</p>
財務部 管理課	<p>(ア)既存施設への自動販売機設置者の公募化</p> <p>まだ、自動販売機の設置が原則公募化されていない現状では、函館市財産条例施行規則による使用料に対して設置者に支払われた手数料がまだ約1.1倍であるが、公募された5台分について約4.1倍に増加した実績を考慮する</p>	55	<p>自動販売機の設置については、受益者負担の適正化と新たな財源確保のための対応策の一つとして、平成24年度設置分の自動販売機から公募の試行を実施し、公募の方法、様々な仕様への対応など、ノウハウの蓄積を行ってきたところであり、平成28年度設置分から、年次計画を立て、段階的に公募の本格実施に取り組んでいきたいと考えている。</p>

	<p>と、公募されていない自動販売機についても公募により使用料がまだまだ増加すると予想できる。</p> <p>したがって、公募方法などの課題については既の実績があるため問題がないので、既存施設への自動販売機設置についても、函館市が公募により販売メーカーと直接契約し、市の歳入確保に努めるよう検討していただきたい。</p>		
<p>財務部 管理課</p> <p>財務部 財政課</p>	<p>(イ)原則公募化時における対応</p> <p>函館市が原則公募化する際には、設置者が変更になることに伴う影響も考慮し、公共団体等へ支援する場合は、「補助金のあり方に関するガイドライン（平成25年4月）」に基づき市費から支出するよう検討していただきたい。</p>	55～ 56	<p>自動販売機設置者の公募化については、受益者負担の適正化と新たな財源確保のため、平成28年度設置分からの本格実施に向けて取り組みを進めているところである。</p> <p>補助金の交付については、地方自治法第232条の2において、「公益上必要がある場合」に限られていることから、自動販売機設置者の公募化の影響によるものではなく、補助する個々の事業内容等により判断すべきものと考えている。</p>
財務部 管理課	<p>(ア)駐車使用料に対する減免の要綱について</p> <p>減免規定等について</p> <p>A)勤務時間が4時間30分以下の場合の職員等の全額減免について</p> <p>短時間に対する減免を考えた場合には、通勤手当が支給されない短時間勤務の概念として3時間を基準にすべきと考える。4時間30分は半日勤務の場合が網羅されるが、通勤手当が支給され、使用料を全額減免する合理的な理由はなく、例えば月額半額の半額にするなどの措置も考えられる。</p>	64～ 65	<p>通勤に係る経費を負担する通勤手当と行政財産を使用する対価を求める駐車使用料とは、制度的に異なるものと考えているが、通勤手当支給基準の3時間は、嘱託職員の通勤手当規定によるもので、嘱託職員の標準勤務時間は週29時間であり、1日5.8時間の半日相当となっている。</p> <p>駐車使用料の減免基準については、正規職員の1日の市有地占有時間の1/2相当である4時間30分以下の者を減免することとしていることから、妥当と判断する。</p>
<p>財務部 管理課</p> <p>教育 委員会</p>	<p>(ア)駐車使用料に対する減免の要綱について</p> <p>B)教職員に対する公務使用割合30%相当額に対する減免について</p> <p>公用使用願いが年度当初に提出され、その使用願いを基本に1年間の減免措置がとられ、使用状況についての確認も規定されず、公用に実際使用されなくても減免を年間で受けられることとなる。</p>	64～ 65	<p>この制度を実施するにあたり、学校においては、公用車が配置されていないなかで、教職員の通勤用自動車は公用に使用されている状況にあり、燃料費を支給できないことから、駐車使用料に対する減免を実施してきた。</p> <p>今後、利用実態などを踏まえたうえで、私有車公用使用の燃料費支給の予算上、事務手続き上等の課題を整理するとともに、公用使用に係る減免規定について見直しの方向で検討したい。</p>
財務部 管理課	(ア)駐車使用料に対する減免の要綱について	64～ 65	

教育 委員会	<p>C) 減免手続きについて</p> <p>原則として通勤用自動車の月極使用料として負担を求めることとしたもので、その自家用車を公用で使用する場合の手続きであり、基本的に通勤用自動車の公用使用における減免の必要性については、他の行政施設の状況も踏まえると疑問が残る。</p>		
財務部 管理課 教育 委員会	<p>(イ) 減免金額の算定調査</p> <p>約30%とされる減免の基準となったサンプル調査においては、全市内の平均約30%程度とした基準調査として説得力は弱く、また公用は個々で異なることから平均として減免する方法が、特例的に定める減免の趣旨を踏まえたものか疑問を感じる。</p> <p>減免規定については、その後の状況を再度確認(実態調査など)のうえ、検討する必要がある。</p>	65	
財務部 財政課	<p>①使用料の算定基準について</p> <p>受益と負担の公平化の観点から、住民の理解と納得を得られる合理的な利用料金設定とするため、統一的な使用料の算定基準を設ける必要がある。</p> <p>基本的に、公の施設の使用料については、その施設を利用する対価として徴収されることから、サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するため、受益者に応分の負担を求める必要がある。</p> <p>次に、人件費や物件費が原価算定の基礎となることから、業務内容の見直しや経費を削減し、低廉な使用料に設定する必要がある。</p> <p>なお、この算定基準の考え方に関しては、平成21年に岐阜市、平成24年に豊中市、平成25年に柏市と、同規模の市において、受益者負担公平化を図るため、使用料等を定めるにあたっての基準を設けている。</p>	83	<p>公の施設の使用料については、受益者負担の公平化を図るため、統一的な使用料の算定基準の策定に向けて検討していきたいと考えている。</p>
財務部 財政課	<p>②使用料の減免の考え方について</p> <p>(ア) 使用料の減免について</p> <p>現在、個別に減免規定が定められているものについては、公平、公正の観点から統一した基準を設定することが望ましい。また、「特に必要があると</p>	83～ 84	<p>公の施設の使用料の減免、暖房費等の実費徴収および使用料を無料とする施設ならびに無料とする対象については、公平性や公正性の観点に基づき、統一した基準や取扱いの策定に向け検討していきたいと考えている。</p>

認められる場合」の考え方を整理し、各部局の裁量で減免することのないよう、施設ごとに具体的な取り扱いを作成するなど努めるべきである。

②使用料の減免の考え方について
(イ) 暖房費について

84

暖房費については、施設の利用に当たり追加で徴収している例がある。その現状は、86ページ以降の資料のとおりで、施設によって様々である。

本来使用した者が実費として支払うのが当然であり、減免規定とは関係なく実費相当として徴収する必要がある。

そして、各施設によって異なる暖房費の取扱いの不整合を是正すべきである。

各施設における暖房費の追加割合や徴収の要否について市の方針を定め、公平性の観点からも統一的な取扱いをすることが望まれる。

②使用料の減免の考え方について
(ウ) 利用料を無料とする対象について

84

条例において、特定の利用者等に対して使用料を無料としている施設を86ページ以降の表で示したが、例えば、女性センターでは、「市の区域内に住所を有し、または市の区域内に存在する事務所若しくは事業所に勤務する女性、またはその女性で構成する団体および市の区域内において男女共同参画の形成の推進に関する活動を行う団体は無料とする。」となっており、無料対象が他の施設と比較しても幅広く、施設利用者のほとんどが無料となっている状況にある。

施設の設置目的などを踏まえると、一定の範囲で無料とすることは否定しないが、市全体として無料とする施設や対象範囲については、前記の減免措置と合わせて考え方を整理する必要があると考える。

平成26年度包括外部監査の結果に基づく措置
 (特定の事件名 使用料及び手数料等の事務の執行について)

3 提言

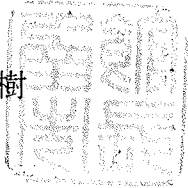
監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
財務部 財政課	<p>①受益者負担による公平性 前述のように、使用料が施設の維持管理費用に満たない場合、市税などで賄うため市民全体の負担となる。 施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を図る必要があり、受益者負担を原則とするべきである。 ただし、一律に受益者負担を求めるのではなく、施設の性質において、受益者負担と公費負担の割合は検討する必要はある。</p>	144	<p>提言の趣旨を踏まえ、受益者負担と公費負担の割合を含め、公の施設の使用料に係る統一的な基準の策定に向け検討していきたいと考えている。</p>
	<p>②減免・免除規定の統一化 各施設において減免・免除規定が定められているが、過大な減免・免除規定は受益者負担の公平性を損なうこととなることから、減免・免除対象は、統一的な基準を設ける必要がある。</p>	144	<p>提言の趣旨を踏まえ、受益者負担の公平性を損なわないよう、使用料の減免に係る統一的な基準の策定に向け検討していきたいと考えている。</p>
	<p>③使用料算定方法の明確化 負担を求める市民に対し、使用料の算定根拠を明確にするとともに、共通の算定方法による透明性を確保する必要がある。</p>	144	<p>提言の趣旨を踏まえ、明確な公の施設の使用料の算定根拠の策定に向け検討していきたいと考えている。</p>
	<p>④維持費のコスト削減 施設の維持管理費用が使用料の算定に影響を与えることから、効率的な施設運営により費用を低減し、低廉な使用料を追及する必要がある。</p>	144	<p>提言の趣旨を踏まえ、施設の維持管理コストにつきましては、低廉であり、かつ施設維持が適切に行われるようなコストを目指していきたいと考えている。</p>
	<p>⑤一定期間での使用料の検証 一定期間において、施設の維持管理費用の検証を行い、使用料の改定を検討する必要がある。 また、検証結果は、市民に明確にするためにも公表する必要がある。</p>	145	<p>提言の趣旨を踏まえ、一定期間経過後、改めて維持管理コストの検証を行い、使用料を改定する仕組みについて検討していきたいと考えている。</p>



函 観 企
平成 27 年 9 月 16 日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



平成 26 年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成 27 年 3 月 30 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(観光部観光企画課)

平成26年度包括外部監査の結果に基づく措置
(特定の事件名 使用料及び手数料等の事務の執行について)

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
観光部観 光企画課 保健所地 域保健課 教育委員 会生涯学 習部生涯 学習文化 課	<p>3 駐車場の使用料</p> <p>(1) 駐車場料金及び減免について</p> <p>① 函館市中央図書館駐車場</p> <p>② 市立函館保健所来庁者駐車場 (函館市総合保健センター)</p> <p>③ 函館市五稜郭観光駐車場</p> <p>近接している駐車場にもかかわらず、施設設置の目的などの違いがあるため、料金の規定が異なり、利用状況に大きな差が生じている。</p> <p>現在、指定管理者への移行が多くなり、それぞれの施設における管理となっているが、市行政財産の活用観点での市民への利便性や公平性、さらに、図書館の利便性、観光施設への誘導等を考えた場合、各部署における規定の検討のみならず、近郊関連施設との調整を図ることが必要であり、函館市五稜郭観光駐車場については、2時間無料となる施設使用者の対象施設の拡大の検討、また、料金設定における時間単価の統一など、単独ではなく近郊駐車場との均衡を検討する必要があると考える。</p>	143	<p>近郊駐車場との均衡を検討することについては、函館市中央図書館駐車場と市立函館保健所来庁者駐車場においては、平成17年11月の中央図書館開設時から、相互利用を図っており、現在のところ、両施設での駐車場については充足している状況にあります。</p> <p>また、花見や観光時期以外は利用率が低い五稜郭観光駐車場と、公演等のイベント開催時には満車となることが多い函館市芸術ホール駐車場においては、平成24年4月から相互利用することとし、その際、利用者間の公平を図るために、施設(函館市芸術ホール、函館市北洋資料館、北海道立函館美術館)利用者が、五稜郭観光駐車場を使用した場合に、芸術ホール駐車場と同様に「2時間まで無料」とし、施設利用者以外の方が芸術ホール駐車場を使用した場合、それまでの「2時間まで200円」を五稜郭観光駐車場と同様の料金体系とし、「1時間まで200円」とし、駐車料金の統一を図ったなど、それぞれの駐車場の状況等により、適宜、協議検討を行ってまいりました。</p> <p>各施設の駐車場料金については、それぞれの行政目的に応じた設定を行っており、現時点での見直し予定はありませんが、今後、近郊関連施設の状況等を見極めながら、必要に応じ、適時検討を行ってまいりたいと考えております。</p>